

## 議会改革推進特別委員会（第12回）

日 時 平成24年2月21日（火） 午前10時～  
場 所 第3委員会室

---

### 1 開議

### 2 検討結果の確認について

B－5（96条2項による議決事項の拡大）

○亀岡市行財政改革プラン 2010－2014

○亀岡市地域防災計画

○亀岡市土地開発公社経営健全化計画（外郭団体の経営に関し市財政に影響を及ぼすもの）

○亀岡市環境基本計画

○亀岡市都市計画マスタープラン

B－6（文書質問制度の導入）

B－7（委員会でのインターネット中継の導入）

### 3 検討項目の協議について

### 4 次回の日程及び協議項目について

### 5 その他

# 議会改革推進特別委員会第11回（H24.1.18開催） 検討結果表

| B-5       |     | 96条2項による議決事項の拡大                                                                                                                                                                                               | 共産2  |
|-----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| H23.12.26 | 意見等 | ○市民生活に影響を及ぼす基本的な事項については議決対象とすべし。<br>○議決対象としなくても議会への報告を義務付けることで一定の役割を果たすことも可能<br>○法令等により議決対象とすることが困難な計画等もある。                                                                                                   |      |
|           | 結果  | 引き続き検討                                                                                                                                                                                                        | 検討継続 |
| H24.1.18  | 意見等 | ○議決対象とする計画の案<br>(1) 亀岡市行財政改革プラン2010-2014<br>(2) 亀岡市地域防災計画<br>(3) 亀岡市土地開発公社経営健全化計画（外郭団体の経営に関し市財政に影響を及ぼすもの）<br>(4) 亀岡市環境基本計画<br>(5) 亀岡市都市計画マスタープラン<br><br>○総合計画と各行政計画の整合、行政計画の体系的整理が課題<br>○法を根拠に策定されている行政計画もある。 |      |
|           | 結果  | 個別計画ごとに引き続き検討                                                                                                                                                                                                 | 検討継続 |

| B-6       |     | 文書質問制度の導入                                                                                                                 | 酒井15 |
|-----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| H23.12.26 | 意見等 | ○公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。<br>○文書による質問が効果的な場合もある。<br>○公式な質問として、記録の整理が課題<br>○答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要<br>○議会は言論で運営されることが基本 |      |
|           | 結果  | 具体的な手続き等も含め引き続き検討                                                                                                         | 検討継続 |
| H24.1.18  | 意見等 | ○運用次第で本会議での一般質問の充実に資する。<br>○議員の選択肢が増える。<br>○理事者の事務負担増を懸念<br>○本会議の一般質問と同様様々な整理が必要                                          |      |
|           | 結果  | 制度について理解を深め引き続き検討                                                                                                         | 検討継続 |

|          |                   |                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
|----------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| B-7      | 委員会でのインターネット中継の導入 |                                                                                                                                                                                                                                        | 改革3<br>井上5<br>酒井10 |
| H24.1.18 | 意見等               | <p>○委員会は議案や請願の審査等、議会内で最も重要な議論の場であり、公開を望む市民の期待も推測する。</p> <p>○委員長における議事進行整理の重要度が高まる。</p> <p>○柔軟な運営をもとにした自由な議論の展開が委員会の利点、しかし、そのことによるデメリットの認識も必要。</p> <p>○録画中継 or 生中継</p> <p>○他市の例から低い経費での運用は可能</p> <p>○一定程度の機器の整備は必要</p> <p>○本委員会での試行</p> |                    |
|          | 結果                | 引き続き検討                                                                                                                                                                                                                                 | 検討継続               |

## 地方自治法第96条第2項について

### ○地方自治法

#### 第96条

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るもの~~にあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする~~ことが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

#### ※注意 1

法律が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項を除く。

#### ※注意 2

96条2項の議案提案権は、原則として市長・議員の両方にあると解されるが、法令が提案権を長に専属させている場合には、議会による修正には、長の提案の趣旨を損なうことができないという一定の限界がある。

### ○亀岡市議会基本条例

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。

### ○地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 亀岡市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。
- (2) 前号に定める基本構想を実現するために取組むべき施策を体系的・総合的に示すために定めた基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。

↓

### 検討にあたっての注意事項

- 1 議決事項とすることによって及ぼそうとしている効果、目的の明確化
- 2 議決対象とすることが法令の解釈上可能か
- 3 審議体制をどのように確保するか

## 地域防災計画について

### ○災害対策基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(平七法一三二・一部改正)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(平一一法八七・一部改正)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

## ○亀岡市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、亀岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亀岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員、京都府知事の部内の職員及び京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長

(3) 市長が職員のうちから任命する者

(4) 消防団長

(5) 京都中部広域消防組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(7) 防災に関して学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者

6 委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、府の職員、市の職員、京都中部広域消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 土地開発公社経営健全化計画について

### ○総務省通知

総行地第12号

総財地第9号

平成20年2月6日

各都道府県総務部長 殿

各指定都市財政局長

総務省自治行政局地域振興課長

総務省自治財政局地方債課長

### 土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社の経営健全化については、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総行地第142号・総財地第266号総務事務次官通知）により、「土地開発公社経営健全化対策措置要領」が通知され、平成16年12月27日付け総行地第143号・総財地第267号により「土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則」が通知されているところです。

今般、土地開発公社の経営健全化の対策が引き続き必要であることに鑑み、別紙1のとおり、平成20年度までに土地開発公社の経営健全化に向けた取組を開始する場合においても、これまでと同様の対策の対象とすることとしたので、十分留意の上、本対策を活用することにより、土地開発公社の経営健全化に積極的に取り組まれるよう、お願いします。また、これに係る提出書類等を別紙2のとおり定めましたので通知します。おって、貴都道府県内の市町村に対しても通知願います。

---

(別紙1)

### 土地開発公社経営健全化対策措置要領

#### 第3 土地開発公社の経営の健全化に関する計画の策定

1 この要領によって経営健全化公社の経営の抜本的な健全化を図ろうとする設立・出資団体は、当該経営健全化公社の公社経営健全化計画を定めるものとする。

公社経営健全化計画については、議会への説明及び地域住民への情報の提供により、透明性を確保するものとする。なお、設立・出資団体が複数である経営健全化・・・

2 公社経営健全化計画は、経営健全化公社が、原則として平成24年度までに、平成18年度末に保有する土地のうち債務保証等対象土地の縮減、遊休保有土地の用途の変更その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図ることができるように、次の事項について定めるものとする。



- (1) 経営健全化の期間
- (2) 経営健全化の基本方針
- (3) 公社経営健全化計画実施のための体制
- (4) 各年度の用地取得・処分・保有計画
- (5) 債務保証等対象土地の詳細処分計画
- (6) その他の経営健全化のための具体的措置
- (7) 設立・出資団体による支援措置
- (8) 設立・出資団体における用地取得依頼手続等の改善
- (9) 達成すべき経営指標の目標値

#### 第4 公社経営健全化団体の指定等

1 公社経営健全化計画は、設立・出資団体の長が作成し、平成20年4月30日までに、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）にあっては総務大臣に、市町村及び特別区（同項の指定都市を除く。以下「市町村等」という。）にあっては都道府県知事に提出するものとする。

2 公社経営健全化計画の提出を受けた総務大臣又は都道府県知事は、その内容が適当であると認めるときは、平成20年7月31日までに、当該公社経営健全化計画を提出した設立・出資団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

---

## 外郭団体に関する議会への報告について

### ○地方自治法

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

### ○地方自治法施行令

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第二百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。
- 4 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

## ○地方自治法施行令の一部改正（平成23年政令第410号）

平成23年12月26日 公布・施行

「普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大」

長の調査権の対象となる法人等及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人等の範囲を拡大し、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち、条例で定めるものを対象とする。

## 亀岡市環境基本計画について

○H 2 4 . 3 策定予定

### ○亀岡市環境基本条例

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、地域の自然的社会的特性を考慮して、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀岡市環境審議会条例(昭和46年亀岡市条例第22号)に基づく、亀岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

## 都市計画マスタープランについて

### ○都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

- |                        |   |                   |
|------------------------|---|-------------------|
| ○ 当該市町村の建設に関する基本構想     | → | 亀岡市第4次総合計画 基本構想   |
| ○ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  | → | 京都府の都市計画区域マスタープラン |
| ○ 当該市町村の都市計画に関する基本的な方針 | → | 亀岡市都市計画マスタープラン    |

## 文書質問について

### 1 他自治体の例

○北海道、東京都、神奈川県、長野県、石川県、徳島県・・・

会議規則で規定

当道府県議会は議員数が多く、全ての議員が一般質問を行えるわけではない。一般質問できない議員の補完措置として、文書による質問を整備、役割としては国会の質問主意書に近い。

○多摩市、所沢市、四日市市、伊賀市、防府市、福島町・・・

議会基本条例で規定

四日市市、福島町は会期を通年としており、開会中に行うもの。多摩市、所沢市、防府市は閉会中に行うことを規定している。伊賀市は会期に関係なく実施

### 2 事例

(1) 福島町

(2) 四日市市

(3) 国会の質問主意書

### 3 検討事項

(1) 目的、基本的な考え

(2) 質問者

(3) 実施期間、実施時期

(4) 質問対象

(5) 質問手続

(6) 回答期限

(7) 記録・公開の方法

(8) その他

### 4 留意事項

国会における質問主意書の先例

○衆議院先例集先例第 415

「質問主意書で資料を要求するものは、受理しない。議員の質問は、国政に関して内閣に対し問いただすものであるから、資料を求めるための質問主意書は、これを受理しない。」

○参議院先例録先例第 368

「単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。内閣に対し資料を求めることは質問ではなく、また、内閣に対する資料の要求は、議院又は委員会の議決によることを要するので、単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。」

### 5 その他

○事務局協議内容